

マンションの防火について

～火災から生命・財産を守る～



川崎市消防局

マンションの防火について

～火災から生命・財産を守る～

1 火災とは

<火災の定義>

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。

- ① 人の意図に反し又は放火により発生すること。
 - ② 消火の必要がある燃焼現象であること。
 - ③ 消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とすること。
- ※ 爆発現象の場合は、②・③の有無にかかわらず火災とする。

<燃焼の三要素>

- ① 可燃性物質（燃えるもの）
- ② 酸素の供給（O₂、酸化性物質など）
- ③ 熱源（点火に必要な熱エネルギー）
静電気や衝撃による火花、酸化熱

2 川崎市の火災

<発生件数>

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
火災件数	388 件	425 件	328 件	337 件	381 件
共同住宅火災	110 件	105 件	94 件	87 件	96 件
火災死者	11 名	10 名	10 名	6 名	9 名
共同住宅の火災死者	3 名	2 名	4 名	3 名	1 名

<発生原因>

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
平成22年 388件	放 火 111件	こんろ 67件	たばこ 59件	火遊び 37件	電 気 35件
平成23年 425件	放 火 133件	たばこ 71件	こんろ 48件	火遊び 31件	電 気 25件
平成24年 328件	放 火 89件	たばこ 64件	こんろ 48件	電 気 27件	ストーブ 11件
平成25年 337件	放 火 77件	たばこ 63件	こんろ 55件	電 気 40件	火遊び 18件
平成26年 381件	放 火 107件	こんろ 62件	たばこ 56件	電 気 41件	火遊び 19件

3 電気火災

<トラッキング現象>

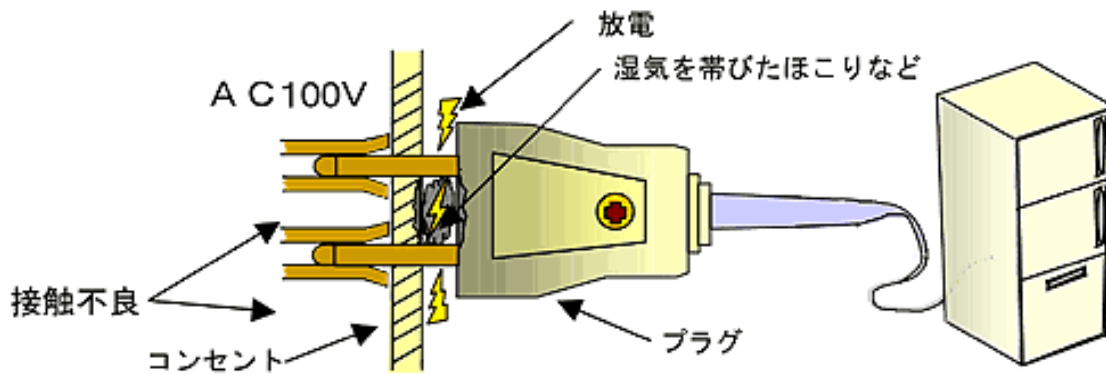
電気の取り扱い不良と見られるもので、コンセント部分や端子等の活線部分に、ほこりがたまったり、湿気や化学物質等が吸着し微小電流が流れて絶縁破壊を起こし、部分短絡現象が発生して、火災を誘発するものをトラッキング現象といいます。

コンセントやテーブルタップに長期間電源プラグを差し込んだままにしたり、使用しないコンセント等には、隙間に徐々にほこりが溜まったり、ほこりに湿気や化学物質が吸着することによって両極間で、火花放電が発生するようになります。

また、プラグを不完全に差し込んだり、接触不良による相乗効果でトラッキングの発生を促進することにもなります。

このように、コンセントは清浄化し、現象の起こらない対策が必要です。

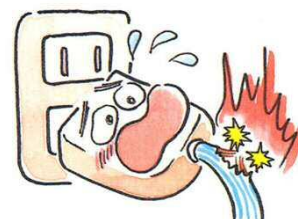
- ① 適当な周期（ほこり等の集積具合）で当該部分を清掃します。
- ② 日頃取り扱わないコンセント等も気配りします。
- ③ タンス、冷蔵庫、自販機等で隠蔽しないことが必要です。



<コードの断線>

電気コードは繰り返し屈折すると断線して半断状態になったりし、発熱します。また、重いものを乗せたりしますと切れかかり発熱したりします。

- ① 電気コード等には重いものは乗せないようにします。
- ② コード等は半断がないか、時々発熱状態を検証します。



4 防火管理

人が出入りし、勤務し、又は居住する限り、ちょっとした不注意や、地震や放火などにより、火災が発生する危険はどの建物にも存在しています。そこで、消防法では、皆さんの財産や生命を火災等の災害から守るため、火災を発生させない、火災が発生しても被害を拡大させない、あるいは人命に危険をおよぼさないように、防火管理体制の構築、消防用設備等の設置・維持、防災物品等の使用など様々な防火安全対策を定めています。

火災等の災害から、自分たちの財産や生命を自らの力で守るためには、日頃の火災予防、非常時における安全対策等を自ら樹立し、実践することが必要です。そこで、消防法では、社会的責任として、一定の建物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に、防火管理を義務づけています。

1 防火管理の義務

次の建物の管理権原者は、防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。

- 1 主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設などの建物(特定防火対象物)については
収容人員10人以上
- 2 病院、福祉施設、飲食店、百貨店などの建物（特定防火対象物）については
収容人員30人以上
- 3 事務所、共同住宅、学校、工場などの建物（非特定防火対象物）については
収容人員50人以上

2 管理権原者とは

「管理権原者」とは、防火管理者の選任や権限の付与などの人事管理権、防火管理を行う上で必要となる経費の支出など建物や設備を適切に維持、管理することができる権限を有する者です。

所有する建物で事業を営む所有者のほか、建物の所有者と賃貸借契約等により、その全部又は一部を借りて事業を営んでいる者も管理権原者となります。

(注) 管理権原者は、防火管理者を選任することにより防火管理の責任をのがれる免れるものではなく、防火管理上必要な業務が適正に行われるよう防火管理者などを指揮監督する義務があります。

3 防火管理者とは

「防火管理者」とは、建物の規模、用途等に応じて、所定の講習を修了した者等の中から、防火管理業務を適切に遂行することができる「管理的又は監督的な地位にある者」として管理権原者に選任された者です。

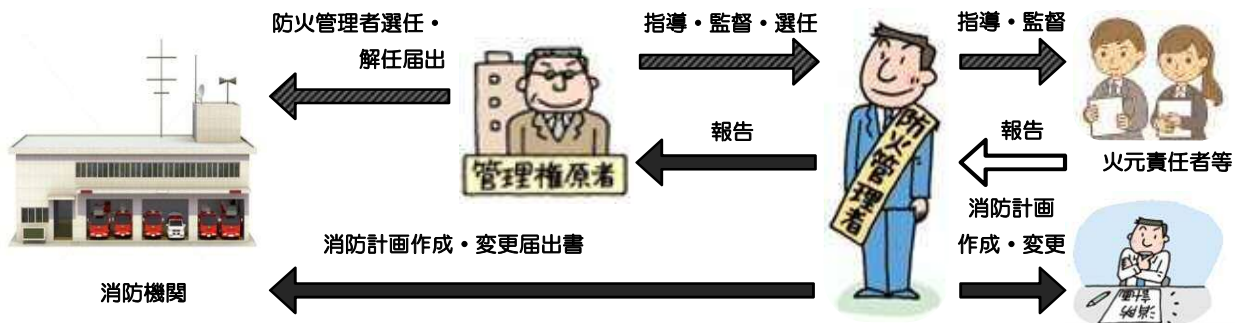
防火管理者として選任された者は、防火管理の実行責任者として、管理権原者の指示のもと消防計画を作成し、消防訓練等を定期的実施するとともに、防火管理業務に従事する者に必要な指示を与えなければなりません。

4 消防計画とは

建物の位置、構造及び設備の状況や使用状況に応じて、防火管理上必要な業務について、組織的に行えるよう防火管理者が管理権原者の指示を受けて作成する計画を「消防計画」といいます。

具体的には、建物の火災予防に資する設備の点検の項目や点検の時期、工事中の火気使用の監督又は火災時における任務分担などを定めています。

なお、消防計画は、建物の実態に応じ、常に見直さなければなりません。



住まいの防火対策を進めましょう

川崎市では、毎年300件から400件ほどの火災が発生していますが、「**住宅・共同住宅**」など住まいからの出火が大きな割合を占めています。

また、この火災で、お年寄りや幼児が逃げ遅れて亡くなるケースが目立っています。

大切な生命、財産を火災から守るためにも、住まいの防火対策について家族全員で話し合しましょう。

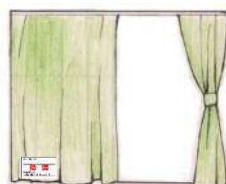


住宅防火／ここがポイント

- ◆ 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- ◆ 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- ◆ 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- ◆ 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- ◆ ストープには、燃えやすいものを近づけない。
- ◆ 布団、カーテン等は燃えにくく加工された防災品を使う。
- ◆ 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。



火遊び



5 消防用設備等の設置・維持

火災が発生した場合には、これを速やかに確知し、初期消火活動等を行う必要があります。

しかし、これらをすべて人為的に行うには限界があります。そこで、消防法では、学校、病院、福祉施設、百貨店等の建物の関係者に、建物の用途、規模、構造又は収容人員等に応じて、消防用設備等の設置やその機能を確保するための一定期間ごとの点検等を義務づけています。

1 消防用設備等の種類

消防用設備等には、その機能に応じ、次のようなものがあります。

● 消火設備

水、消火薬剤、不活性ガス等を活用して火災を消火する機械器具又は設備をいい、初期の火災の消火等を目的とするもの、建物の構造自体に及んだ火災の消火等を目的とするもの、特殊な可燃物の火災の消火等を目的とするものなど、消火の対象となる火災の規模、態様等に応じ、消火器・簡易消火用具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備があります。

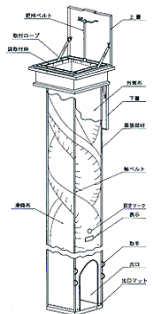


● 警報設備

火災の発生またはガス漏れ若しくは漏電現象を、種々の方法で早期に発見又は検知し、これらの現象を建物の関係者等又は消防機関に報知するもので、その発見又は報知の方法等により、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具及び非常警報設備があります。

● 避難設備

火災が発生した場合に、安全かつ迅速に避難するために用いる機械器具又は設備をいい、避難に直接用いる避難器具、混乱を防ぎ、避難上有効な場所まで導く誘導灯・誘導標識があります。



● その他

火災が発生した時に生ずる熱又は煙等による消火活動の阻害を防ぐため、高層建築物、大規模な地階を有する建物に設けられる排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備などの「消火活動上必要な施設」や、火災の消火に必要な水を確保するための防火水槽等の「消防用水」があります。

2 消防用設備等の点検・整備

消防用設備等は、一般的に火災が発生した場合に使用されることから、いついかなる時においても、その機能を有効に発揮できるものでなければなりません。

そこで、一定の消防用設備等を設置している場合には、その種類に応じて、機器点検を6月に1回、総合点検を1年に1回行い、不特定多数の者が出入りする建物、火災が発生した場合に人命等の危険が高い建物については1年、その他の建物については3年に1回、消防長又は消防署長にその結果を報告しなければなりません。

3 その他

消防用設備等を工事する場合、設置した場合、建物を一定の事業又は営業に使用しようとする場合には、消防長又は消防署長に届け出なければなりません。

6 ご家庭の加入電話による通報

受話器を上げ、局番なしで「119」をダイヤルします。通報をすると、以下の例のように119番受付員が必要なことを順にたずねますので、それに応じる形で、落ち着いてはっきり正確に答えましょう。

● 火災の通報例

119番受付員	通報者
火事ですか、救急ですか？	火事です。
場所はどこですか？	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号です。
何が燃えていますか？	〇〇が燃えています。
あなたの名前と今かけている電話の番号を教えてください。	私の名前は〇〇〇〇です。 電話番号は〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇です。

● 救急の通報例

119番受付員	通報者
火事ですか、救急ですか？	救急です。
場所はどこですか？	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号です。
どうしましたか？	〇〇（誰）が〇〇〇〇（どうした）です。
あなたの名前と今かけている電話の番号を教えてください。	私の名前は〇〇〇〇です。 電話番号は〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇です。



実際に火災に見舞われた時や家族がケガや急病の時は、気が動転し、落ち着いて通報ができなくなることがあります。

落ち着いた性格ね通報ができるよう、119番通報メモを用意しておきましょう。

7 住宅用火災警報器の設置義務化

川崎市では、平成23年6月1日から全ての住宅について設置が義務付けられています。大切な命を守るために、未設置のお宅は早急に設置をお願いします。

8 住宅用火災警報器とは

火災による煙・熱を感知して警報音を鳴らし、居住者に火災を早期に知らせる機器です。

これらの機器には、次のようなタイプがあります。

- 感知方式
 - ・ 煙感知型：煙を感知して警報音を鳴らすタイプ
 - ・ 熱感知型：熱を感知して警報音を鳴らすタイプ
 - 設置方法
 - ・ 壁掛け型：ピンやネジで取り付ける方法
 - ・ 天井設置型：ピンやネジで取り付ける方法
- ※ 設置方式はどのタイプでも構いません。



9 住宅用火災警報器の設置場所（位置）と機種

設置場所は…

寝室・台所・階段のほか、住宅の形態等により設置を要する場合があります。

寝室



台所



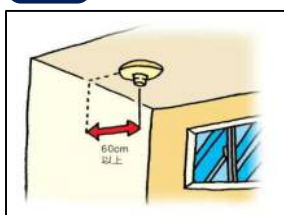
階段



設置位置は…

天井の場合

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



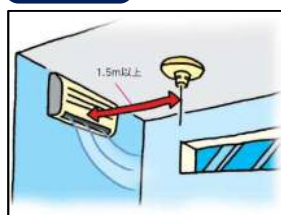
梁などがある場合

火災警報器の中心をはりから60cm以上離します。



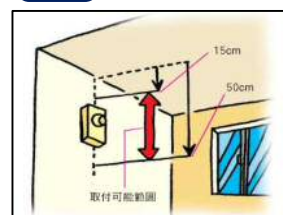
エアコンなど吹き出し口がある場合

エアコンや換気扇の吹き出し口から1.5m以上離します。



壁の場合

天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるようにします。



- ☆ 川崎市火災予防条例で定められている設置場所は**寝室・台所・階段**になります。
- ☆ 煙感知式の住宅用火災警報器を設置して、火災以外の煙を感知してしまう場合には、**熱感知式**の住宅用火災警報器を設置してもかまいません。

10 住宅用火災警報器を購入できる場所・価格

購入できる場所… 川崎市消防設備協同組合加盟店、百貨店やホームセンター、大型家電量販店など。

価格… 価格については、各販売店にお問い合わせください。



検定マーク



NSマーク

(NSマークは平成31年まで)

購入の目安として検定マークかNSマーク（日本消防検定協会の鑑定合格証）が付いているものを選びましょう！